

## 生駒市規則第4号

生駒市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

生駒市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年7月生駒市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付を受けた確認済証の写し又はこれに代わるもの（以下「確認済証の写し等」という。）

第6条第2項中「及び第2号」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 判定書の写し

第6条に次の1項を加える。

- 3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 確認済証の写し等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。